

**和名ヶ谷スポーツセンター
物販等自動販売機設置事業 募集要項**

松戸市環境部和名ヶ谷クリーンセンターが行う行政財産の貸付による「和名ヶ谷スポーツセンター物販等自動販売機設置事業者の募集」に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 貸付場所 松戸市和名ヶ谷 1360 番地

(2) 設置予定箇所・種別・台数

	場所	種別	台数	備考
①	1 階 (プール階)	物販自販機	1 台	プールキャップ、ゴーグルの取扱いを必須とし、その他プール用品
②	1 階 (プール階)	飲料等自販機	1 台	缶・ペット商品、常温タイプの食品等
③	2 階 (地上階)	飲料等自販機	1 台	缶・ペット商品
④	2 階 (地上階)	食品自販機 (物販併売飲料自販機)	1 台	菓子パン類・タブレット菓子等の食品
⑤	2 階 (屋外)	飲料等自販機	1 台	缶・ペット商品
⑥	1 階 (屋外)	飲料等自販機	1 台	缶・ペット商品
計			6 台	

※各自販機に 1 個以上のゴミ箱を設置していただきます。

※食品自販機につきましては、飲料等自販機、物販併売飲料自販機も可とします。

※使用電力量を測定するための電力量計を設置していただきます。

2 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 国及び地方税を完納していること。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または同法により改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請した者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 最近 5 年間に於いて、公共施設内で 1 年以上継続した自動販売機の営業実績があること。
- (7) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

3 公募条件等

(1) 契約の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約になります。

(2) 事業者決定方法

売上額に乗じる賃料提案料率に、物販自販機、食品及び飲料用自販機それぞれの台数分をかけた合計値が最も高い提案をした事業者を採用とします。

(3) 最低制限料率

物販自販機については7.0%、飲料または食品用自販機については18.0%を最低制限料率としますので、これを上回る料率を提案してください。

(4) 使用許可の期間

使用許可の期間は、契約締結後3年間とします。なお、改修整備等で準備期間等が必要な場合は、松戸市との協議によります。

す。

(5) 応募料率

様式3の賃料提案書を提出いただき、自販機それぞれの台数に料率をかけた合計値が最も高い提案をした事業者を採用とします。

(6) 加算額

ア 賃貸借料につきましては、売上額に上記(5)の応募料率を乗じた金額の他に、次に掲げるものを合算した額を支払い額とします。

(ア)固定額 自販機6台分とゴミ箱の面積に応じた使用料をお支払いいただきます。なお、金額につきましては、松戸市行政財産使用料算定シートに基づき使用面積の合計に、1㎡あたりの使用料をかけた金額となります。(参考:令和4年度1㎡あたりの月額219円(税抜))
※自販機6台分とゴミ箱の面積が確定した段階で面積を通知いただき、その面積の合計により決定します。

(イ)電気代 稼働に必要な電気代で松戸市が負担した額をお支払いいただきます。

(7) 使用料の納入

市が発行する納入通知書により、毎月指定期日までに支払うものとします。ただし、固定額につきましては、年間合計額を年度初め(初年度は契約締結後)に一括で支払うものとします。

(8) その他の必要経費等

自動販売機の設置に要する工事費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理費その他運営にかかる一切の経費は、事業者が負担するものとします。

4 質問書及び現地確認

(1) 質問受付期間

令和4年6月16日(木)から6月20日(月)まで

(2) 質問受付方法

質問書にご記入のうえファクシミリ又は電子メールで提出して下さい。

松戸市役所 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター

Tel 047-392-1118

Fax 047-392-1119

E-Mail mccleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp

(3) 質問者への回答

回答内容を取りまとめたものを質問者へ電子メールで一括回答します。

(4) 現地確認(事前申し込み必要)

【日時】 令和4年6月13日(月)から令和4年6月16日(木)まで
(午前10時から正午、午後1時30分から午後4時)

確認時間は概ね30分以内とします。

※ 確認日当日は、当センターの施設の利用者の妨げとならないよう、本案件とは異なる施設(体育室や多目的室等)への入場は認められないのでご留意下さい。

※ 現地説明会ではありません。現地での質問には応じませんので、質問がある場合は上記に記載のと通りの期間及び方法により提出して下さい。

※ 現地確認を希望される場合は、必ず事前に電話で申し込んで下さい。

申し込み先：松戸市役所 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター 庶務施設係
電話 047-392-1118

4 応募申込手続き

(1) 申込方法 郵送または窓口に直接持参

(2) 申込期間 令和4年6月24日(金)から6月30日(木)

(午前8時30分から正午、午後1時から午後5時)

(3) 提出先 松戸市和名ヶ谷1349番地の2

松戸市役所 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター 庶務施設係

(4) 必要な書類

① 応募申込書(所定書式)

② 商業・法人登記簿本…提出日前3か月以内に発行されたもの(応募者が個人の場合は、住民票)

③ 印鑑登録証明書…提出日前3か月以内に発行されたもの

④ 納税証明書…最新のもの

【法人の場合】法人税、所得税、法人事業税、法人住民税

【個人事業主の場合】所得税、消費税、個人事業税、個人住民税

⑤ 販売予定品目一覧表(所定書式)

⑥ 誓約書（所定書式）

(5) 提出書類の差替え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできないものとします。

(6) 無効または失格

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。

- ① 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。

5 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い「2 応募者資格要件」に定める内容を全て満たす事業者で、松戸市が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

(2) 最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

6 営業事業者の公表等

営業事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、松戸市ホームページに営業事業者を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定したものは、行政財産使用許可申請書等を提出して下さい。

【行政財産使用許可申請書提出書類】 *提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（松戸市指定書式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約）
- ④ 法人にあっては役員名簿（氏名及びその読み仮名、生年月日、性別がわかるもの）

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 2の応募者資格要件を満たさなくなったとき

(3) その他、本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 その他

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

(2) 現在、和名ヶ谷スポーツセンターには本案件と異なる飲料用等の自動販売機が11台設置してあります。今後、自動販売機の台数等の変更を行う場合があります。

(3) 令和4年10月から令和5年2月までは、天井改修工事のため休館を予定しています。

参考 和名ヶ谷スポーツセンターの利用状況（令和元年度実績）

スポーツセンター月別利用者数	
4月	24,587人
5月	27,768人
6月	30,540人
7月	33,783人
8月	39,519人
9月	30,691人
10月	22,372人
11月	22,154人
12月	18,804人
1月	20,132人
2月	23,151人
3月	694人
計	294,195人（年間実績）

※令和2年3月は、新型コロナウイルスの影響により1日のみの開館。
（平成31年3月は25,349人の利用）

【募集に関する問い合わせ先】

松戸市 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター 庶務施設係

松戸市和名ヶ谷 1349-2

Tel 047-392-1118 Fax 047-392-1119

E-Mail mccleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp